

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社パイプドビッツ
代表者名 代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
(コード番号 3831)
問合せ先責任者 取締役CFO 大屋 重幸
(TEL 03-5575-6601)

「第 15 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第15回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご報告をさせていただきます。

記

【訂正箇所①】

株主総会参考書類

第 2 号議案 株式移転による完全親会社設立の件

(別紙 3 - 1) 株式会社パイプドビッツ第 8 回新株予約権の内容 (64 ページ)

(訂正箇所には下線を付しております)

(訂正前)

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は、平成 27 年 2 月期から平成 29 年 2 月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税金等調整前当期純利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

① 350 百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 20%まで

② 500 百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 50%まで

③ 700 百万円を超過した場合、全ての本新株予約権

(訂正後)

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は、平成 27 年 2 月期から平成 29 年 2 月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税金等調整前当期純利

益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 14億円を達成した場合、割り当てられた本新株予約権の 50%まで
- ② 21億円を達成した場合、割り当てられた本新株予約権の 75%まで
- ③ 28億円を達成した場合、全ての本新株予約権

【訂正箇所②】

株主総会参考書類

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

(別紙3-2) パイブDHD株式会社第2回新株予約権の内容 (67ページ)

(訂正箇所には下線を付しております)

(訂正前)

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は、平成27年2月期から平成29年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における税金等調整前当期純利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 350百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 20%まで
- ② 500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 50%まで
- ③ 700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権

(訂正後)

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は、平成27年2月期から平成29年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における税金等調整前当期純利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 14億円を達成した場合、割り当てられた本新株予約権の 50%まで
- ② 21億円を達成した場合、割り当てられた本新株予約権の 75%まで
- ③ 28億円を達成した場合、全ての本新株予約権

以上